

放課後等デイサービスガイドライン

改訂案

目 次

第1章 総則

1 趣旨

- (1) 放課後等デイサービスガイドラインの改定の経緯
- (2) 放課後等デイサービスガイドラインの趣旨

2 子どもの放課後と育成支援

- (1) 子どもにとっての放課後の意味
- (2) 放課後等デイサービスと育成支援

3 放課後等デイサービスにおける基本的事項

- (1) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (2) 放課後等デイサービスの基本姿勢
- (3) 放課後等デイサービスの基本活動
- (4) 保護者及び関係機関との連携
- (5) 放課後等デイサービスの従業者の役割
- (6) 放課後等デイサービスの社会的責任

第2章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの発達

1 児童期から思春期の子どもの発達

2 児童期から思春期の発達の特徴

3 児童期から思春期の発達の過程と領域

- (1) おおむね6～8歳（低学年）
- (2) おおむね9～10歳（中学年）
- (3) おおむね11～12歳（高学年）
- (4) おおむね13歳以降（思春期）

第3章 放課後等デイサービスの対象となる子どもの障害への配慮

1 障害の重複と個人差と発達段階

2 特性を持ち育ってきたことへの配慮

第4章 放課後等デイサービスにおける支援の内容

1 放課後等デイサービスにおける育成支援の内容

2 放課後等デイサービスにおける発達支援の内容

(1) 発達支援の内容

- ① 本人支援
- ② 家族支援
- ③ 地域支援・地域連携支援

- 3 発達支援において留意すべき事項
 - (1) 障害特性への配慮
 - (2) 福祉的な配慮を要する子どもへの留意点

第5章 放課後等デイサービスの提供体制と支援の質の向上

- 1 放課後等デイサービスの提供体制
 - (1) 1日当たりの利用定員
 - (2) 職員の配置と役割
 - (3) 施設及び設備
 - (4) 衛生管理・安全対策
 - (5) 適切な支援の提供
 - (6) 保護者との関わり
 - (7) 地域に開かれた事業運営
 - (8) 秘密保持
 - (9) 職業倫理

第6章 支援の質の向上と権利擁護

- 1 支援の質の向上への取り組み
 - (1) 職員の知識・技術の向上
 - (2) 研修受講機会等の提供
- 2 権利擁護
 - (1) 虐待防止の取組
 - (2) 身体拘束への対応
 - (3) その他

第1章 総則

1 趣旨

(1) 改正の経緯

放課後等デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正で創設された事業である。その背景には、障害児の保護者の仕事と家庭の両立の推進やレスパイトの必要性、障害児が放課後等に安心・安全に過ごせる居場所の確保が求められていたことに加え、放課後等の時間を活用して障害のある子どもの発達に必要な支援を求めるニーズの高まりがあった。

平成24年4月に約1,700か所(51,678人)だった事業所数は、平成30年12月では13,052か所(206,828人)にまで急増し、今度も増加傾向は継続することが予想される。放課後等デイサービスの量的広がりに伴い、支援の質の低い放課後等デイサービスも散見されるようになったことから、支援の質の向上を図ることを目的に平成27年4月に放課後等デイサービスガイドラインが策定された。

平成30年度障害者総合福祉推進事業で実施した実態調査では、約65%の事業所がガイドラインの活用で支援内容等に変化があったと回答しており、放課後等デイサービスガイドラインの有益性が確認された。具体的には、基本的な生活習慣の確立や社会的経験の拡大など将来的な自立を見据えた様々な発達支援が展開されており、放課後等デイサービスが学校教育及び家庭教育と相まって人格形成に重要な時期の育ちを支える第三の場として機能している。また、不登校や社会的養護を必要とする子どもが全利用者の約3.5%、ダブルケアや外国人ルーツの子どもも0.9%存在しており、障害以外の特別な配慮を必要とする子どもたちのセーフティネットとしても機能も担っている。

一方で、平成29年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況報告では、放課後等デイサービス事業所における虐待は57件発生しており、障害福祉サービス事業所等全体の12.3%を占めている。また、支援度の低い子どもたちだけを集めていたり、単なる預かりだけを行い、適切な発達支援を行っていかずたりする放課後等デイサービス事業所も依然見られている。厚生労働省は、平成30年度報酬改定に際し、配置職員の資格の厳格化及び支援度の指標やサービス提供時間による新たな報酬区分を導入するなどしたが、ガイドラインを改正してより実効性のあるものにする必要があった。

(2) 放課後等デイサービスガイドライン改訂の観点

ガイドラインの改定は、以下の観点で行なった。

- ① 放課後等デイサービスの中核機能に育成支援を位置付けた。児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業は、放課後の時間を通じてすべての子どもに必要な心身の健やかな育ちを保障するという観点で実施されており、育成支援は放課後等デイサービスにも共通する基盤と位置付けた。
- ② 放課後等デイサービスは、「育成支援」を基本としつつ、障害者基本法第17条に規定されている「療育」(発達支援)が適切に行われるよう、子どもの発達やその支援を行う上での重要な視点や留意事項等について記載した。
- ③ 放課後等デイサービスに、不登校や社会的養護など社会的困難を抱える子どもたちを支えるセーフティネットとして機能していることを位置付けた。

なお、放課後等デイサービスガイドラインの改訂に際して、実態調査では具体的な支援内容の記述を求める声が多かったが、他のガイドラインがそうであるように、実践マニュアルのようなものではなく、放課後等デイサービスの大切な視点や役割、社会的責任等を記載するに留めた。これは、各事業所が本

ガイドラインの内容を踏まえつつ、地域の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図っていくことこそが、放課後等デイサービスの質の向上に資することにつながると考えるからである。

(3) 放課後等デイサービスガイドラインの趣旨

- ① この放課後等デイサービスガイドラインは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成二十四年厚生労働省令第十五号)に基づき、放課後等デイサービスにおける育成支援(子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援)及び発達支援の内容に関する事項並びにこれに関係する事項を定める。
- ② 放課後等デイサービスの運営主体は、本ガイドラインにおいて規定される支援の内容を内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後等デイサービスの実態に応じて創意工夫を図り、放課後等デイサービスの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2 子どもの放課後と育成支援

(1) 子どもにとっての放課後の意味

学齢期の子どもは多くの時間を学校で過ごす。学校は、年齢に応じた知識・技能を習得し生きる力を涵養する場であるとともに、友達とのふれあいから社会性を育み、道徳性の獲得などの人格を形成する重要な役割を担っている。しかし、学校は時間や場所などの枠組みが明確で、学ぶ内容及び活動場所、人間関係の範囲、校則などによる制限や限界があるのも事実である。

放課後等における活動は、学校が終わり家に帰るまでの(もしくは学校のない)時間帯に、子どもが主体となって、地域の中で、遊びを中心に展開される、非常に自由度の高い、時にはリスクを伴う活動である。学齢期の子どもにとって放課後の意味は、学校や家庭ではない第三の居場所として機能し、学校や家庭とは異なる人間関係や活動を通して、今の自分を少し超えることにチャレンジし、自己や他者と相互交渉しながら、時には失敗もしながら、大人になるための、そして、この時期にしか獲得できない大切なことを学ぶことにある。

しかし、障害のある子どもは、広域設置の特別支援学校に通学している場合には地域と分離していることも多く、また、放課後等に活用できるフォーマル/インフォーマルな資源が少ないため、自宅で保護者と過ごしたり、DVDやネット動画を見て過ごしたりすることも多く、障害のない子どもに比べ放課後活動の内容や範囲、人間関係は絶対的に狭い現状がある。これらの課題に対して、放課後等デイサービスは、放課後等という枠組みを活用して子どもの成長・発達を保障する重要な役割が期待されている。

(2) 放課後等デイサービスと育成支援

① 放課後等デイサービスと放課後児童健全育成事業

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条第2項に基づく放課後児童健全育成事業ではない。これは、放課後等デイサービスが、①小学校(特別支援学校の小学部を含む)に就学している子どもに限定せず、学齢期の全ての子どもを対象としていること、②その保護者が労働等により昼間家庭にいないものという要件は課さず、発達支援が必要であるという子ども側のニーズを要件としていることによる。しかし、このように対象や要件は異なるものの、放課後等デイサービスは、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活等の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るという目的は共通している。

保護者の就労等をしている場合は預かりであり、放課後等デイサービスの対象とすべきではないという声もあるが、放課後等デイサービスが預かりか発達支援かという対極的な見方ではなく、子どもが利用している時間帯に如何に子どもの最善の利益を考慮した育成支援、発達支援を提供できるかという視点が重要である。

なお、平成26年7月にまとめられた障害児支援のあり方に関する検討会報告書において、障害児支援は参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援として位置づけられており、障害のある子どもが放課後等の時間帯に障害のない子どもと共に生活を通して成長できるよう、原則的には、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブにおいて適切な配慮や環境整備が行われ、可能な限り受け入れられていくことが求められる。

② 放課後等デイサービスにおける育成支援の目的

放課後等デイサービスにおける育成支援は、放課後児童クラブの育成支援と同様に「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」であり、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子ども自身が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、主体性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

なお、放課後等デイサービスにおいて提供される発達支援は、育成支援を推進する上で不可欠なものとして位置付け、児童発達支援等と同様に子ども本人への支援、その家族への支援及び地域との連携支援の3次元で提供される障害や発達特性に配慮された専門的支援であることに留意する必要がある。

3 放課後等デイサービスにおける基本的事項

(1) 放課後等デイサービスの基本的役割

① 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

② 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービス提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

③ 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

ア 子育ての悩み等に対する相談を行うこと

イ 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること

ウ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

(2) 放課後等デイサービスの基本姿勢

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（=個別支援計画）に沿って育成支援・発達支援を行う。

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。

(3) 放課後等デイサービスにおける基本活動

子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせる支援を行うことが求められる。なお、基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

① 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

② 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

③ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

④ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(4) 保護者及び関係機関との連携

放課後等デイサービスは、常に保護者と緊密な連携をとり、放課後等デイサービスにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後等デイサービスで共有することにより、保護者が安心して子どもを育てられるよう支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。このようなかかわりの中で保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。

(5) 放課後等デイサービスの従業者の役割

放課後等デイサービスの従業者は、放課後等デイサービスの提供に際して、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。また、豊かな人間性を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能を持って育成支援・発達支援にあたる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。

(6) 放課後等デイサービスの社会的責任

- ① 放課後等デイサービスは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援・発達支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後等デイサービスの運営主体は、放課後等デイサービスの従業者に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後等デイサービスの従業者は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援・発達支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後等デイサービスの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後等デイサービスが行う育成支援・発達支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後等デイサービス及び放課後等デイサービスの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 児童の対象となる子どもの発達

放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者ならびに従事者は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解しておく必要がある。その取り組みは、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活場面を用いて提供されることが望ましい。さらに、後に記述する障害の特性や配慮点も踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら、子どもの成長発達を育む育成支援を行うことが必要である。また、放課後等デイサービスを利用する子どもは、生活年齢に加え、個々の発達年齢や障害の特性についても考慮すべき対象であることから、本来であれば乳幼児期に培われているであろう愛着関係や基本的な信頼関係の形成などについても、見落としがないように留意すべきである。ここでは、放課後等デイサービスの対象年齢の子どもの発達の特徴について全般的に記載する。

1 児童期～思春期の子どもの発達

放課後等デイサービスの対象の子どもの発達は、児童期、思春期・青年期で時期区分はとなる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達の特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ、戻りつつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どものそれぞれの持つ基礎的な能力開発の時期であり、様々な体験を通して子どもの持てる力を試していくことが大切である。そして、将来を見据え、子どもの持てる力を仕事や作業等、社会での役割を果たすための準備、受け継ぎをする時期でもある。この時期は、子ども自身が自らの発達特性を理解し、得意なこと不得意なことを認識し、得意なことはさらに伸ばし、不得意なことは人に支援を求める力を育てることも重要となる。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、安心して生活し育つことができる。

2 児童期～思春期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。

- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3 児童期～思春期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。よって、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として、3つの時期に区分し特徴を記載する。

(1) おおむね6歳～8歳（低学年）

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳～10歳（中学年）

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。遊びに必要な身体的技能がより高まる。同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね11歳～12歳（高学年）

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にできるようになる。身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

(4) おおむね13歳以降（思春期）

思春期は、子どもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期である。障がいのある子どもたちも同様に第二性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。これらの混乱と親からの自立を目指した一連の動きは、誰しもが通過する過程であるが、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く「問題行動」と捉えられ、家族を含め周囲の大人の対応いかんによっては情緒的・精神的な二次障害につながる危険性がある。

この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。障がいのある子どもはこの時期にあっても

保護者や他の大人から「子ども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として扱うことが何よりも重要である。思春期前に培われた「有能感」を基盤に「劣等感」に押しつぶされることなく、大人とだけでなく仲間との関係性も重視し、就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。

第3章 事業の対象となる子どもの障害への配慮

学齢児に対する発達支援を提供する場合、これまでの様々な生活経験に基づく個々の成長発達過程によって、発達年齢や障害特性から想定される状況と異なる育ちをしている可能性があることを念頭においてかかわる必要がある。子どもであるからこそ家庭や学校、友達や大人に影響を受け、場合によっては不適切な依存関係の中で育っていくこともありうる。これらの経験が、望ましい発達支援となる場合もあれば、適さない（あまり有意義でない）経験であることもある。個々の育ちは環境に大きく影響を受けている。それぞれの障害の特徴を理解しつつ、定型発達の課題を考慮し、状態像の把握と支援を行う必要があり、いっそう個別性が必要とされる。成長発達に不可欠な体験や経験は、子ども自身の行動や行為を通して学習され、発達を促進することになる。それは、見る、聞く、触れるなどの感覚と運動により、物や行為等をより深く理解することである。

したがって、本事業の対象となる子どもへの支援は、障害の一般的な特徴を最低限理解し、前章で記載した発達段階を踏まえた上で、個々に合わせた発達支援の観点をもって育成する必要がある。そのほか、子どものアセスメントは多角的な視点で行い、その行動特性を分析解釈し、定期的に見直しながら発達支援に生きていくことの大切さを私たちは常に念頭に置いておかねばならない。

1 障害の重複と個人差と発達段階

(1) 障害の重複

診断名や明示された障害種別は、子どもを理解するのに有力な情報である。一方で、その情報にとらわれることなく、子どもの状態像の把握とアセスメント、分析をすることが必要である。

たとえば、脳性麻痺の子どもが示す運動障害において、部位や程度が様々であるように、落ち着きのなさやウロウロと動く程度や理由も様々である。また、脳性麻痺と自閉症の特徴を持つ場合もある。特に自発的に動くことが難しい重症心身障害児や四肢麻痺に加えて、コミュニケーションや対人関係に苦手さをもっている場合、子ども自らがその場を回避することが困難となる。その点を十分に配慮すべきである。

なお、診断名に基づく単一の障害特徴だけでとらえられる場合はほとんどない。

(2) 発達段階と障害特性

一般的には、生活年齢（実年齢）と発達年齢（知的年齢）には多少の幅がありつつもほぼ同程度である。また、動作の学習や教科学習などにおいて、年齢によって学習内容が異なることは誰もが理解できる。したがって、子どもの発達状況と障害特性（運動と知覚の特性）をとらえなければ、適切な支援は不可能である。

一方で、社会的には（生活）年齢相応の振る舞いや行動を求められる。支援者もその子どもの年齢に適切な社会的な行動や行為を意識して関わる必要がある。

2 特性を持ち育ってきたことへの配慮

(1) 未経験なことの把握と適切な経験の機会の保障

障害のあるなしに関わらず、子どもが経験することには親や大人の考え方が影響する。それに加え、発達支援を必要とする子どもがもつ動作や状況理解力、活動性、行動力等により、個人差が大きくなる。

一人で納得いくまで試行錯誤し、経験を積み重ねる機会、自己決定の機会が少ない可能性がある。特に運動能力や理解力、動作や行動に対する支援が必要な程、未経験のまま育つ可能性が高い。また、支援者が身の回りの介護や医療ケア、危険回避等に重きを置いている場合にはその機会すら与えられない事もある。

発達や障害の知識不足から、単に経験の機会だけ増やしたり、無理強いさせてしまったりする可能性もある。未経験になりやすいことを経験できる機会を意図的に提供し、一つ一つの体験を丁寧に見守る必要があると同時に適切でない経験によって誤学習させないように配慮すべきである。

(2) 成功体験と失敗体験

経験不足や多くの未経験要素があることにより、自分の行動を自己評価する機会が少なくなる。また、他者の介入が多いほど、自己評価や自己満足なしに「成功や失敗の判断」を他者が下してしまったり、他者の評価を基準に自己評価してしまったりが多くなることにも留意が必要である。

特に年齢が高くなるほど、じっくりと取り組む機会を設けたり、余計な口出しをせずに見守ったりする支援が必要となる。そして、自ら選び成功や失敗（支援付きの試行錯誤）を体験することが貴重である。

(3) 二次障害の理解と対応

障害特性によって二次障害は様々である。基本的には、二次障害の予防という観点で関わる必要があるが、二次障害が生じている場合は、発生要因を把握し、除去や軽減に努めるとともに代替手段の確保や学習の促進を図ることも必要になってくる。

運動障害の場合、成長に伴う関節の可動性の低下や身体的痛みに対応が必要で、二次障害の予防や軽減のためにも、適切な時期に自助具や移動用具などを取り入れた生活設計を提案する必要がある。知的障害や発達障害などの場合には、本人の特性に合わない環境（理解できない指示や刺激が多く混乱しやすい環境など）や働きかけ（叱責されたり、頑張り続けるよう要請されたりするなど）により、適切な行動を身につけられなかったり（未学習）、誤った行動を獲得してしまったり（誤学習）することにより二次障害が生じる場合がある。自信の喪失やいじめ被害なども見られる場合には自尊心が低下し、結果として不登校やひきこもりになることもある。保護者からすれば、特性を正しく理解できず、どのように対応して良いかわからず努力してもうまく子育てできないこともあり、結果として虐待を含む不適切な養育に至ってしまうことも少なくない。本人の障害や特性の理解に加えて、家庭や学校、地域などとの関わりの中で対象となる子どものことを正しく理解していくこと求められる。

第4章 放課後等デイサービスにおける支援の内容

1 放課後等デイサービスにおける育成支援の内容

放課後等における育成支援は、障害のある子どもに固有のものがあるわけではなく、基本原則は、放課後児童クラブ等で展開される育成支援と同様であるという観点から、放課後児童クラブ運営指針を参考に放課後等デイサービスにおける育成支援の内容を以下に示す。

- ① 放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの年齢や発達の状況が異なる子どもたちであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動、養育環境の状況を把握した上で、固有の援助や配慮が必要な場合には、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（=個別支援計画）に沿って育成支援・発達支援を行う。
- ② 放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりが集団全体の生活を豊かにすることが求められる。また、他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。
- ③ 子どもにとって、放課後等デイサービスが安心して過ごせる場であり、放課後等デイサービスの従業者が信頼できる存在であることを前提として、放課後等デイサービスにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
 - ア) 子どもが自ら進んで放課後等デイサービスに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスの従業者は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後等デイサービスの従業者と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ 子どもの遊びや生活、支援の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
 - イ) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活、支援の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
 - ウ) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

- ・ 放課後等デイサービスの従業者は、必要に応じて子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後等デイサービスにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
- エ) 放課後等デイサービスでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ 子どもたちが集団で過ごす場合には、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- オ) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活、活動ができるようにする。
- ・ 子どもたちが集団で過ごす場合には、子どもたちが協力し合って放課後等デイサービスの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。
 - ・ 遊びや生活、活動の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ 子ども間でいじめ等の関が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後等デイサービスの従業者が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともに子ども過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活、活動の環境をつくる。その際、必要に応じて製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ 子どもの宿題、自習等の学習活動を行う場合には、子どもが自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後等デイサービスの子どもの達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊び等の環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- カ) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後等デイサービスの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後等デイサービスでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
 - ・ 子どもが放課後等デイサービスの従業者に悩みや相談事を話せるような信頼関係を築く。
 - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- キ) 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要に応じておやつを適切に提供する。
- ・ おやつを提供する場合には、発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食

としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

- ・ おやつを提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
 - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ク) 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活等の環境について安全点検と環境整備を行う。
 - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
 - ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、協力医療機関等を定め、また対応方針を作成して定期的に訓練等を行う。
- ケ) 放課後等デイサービスでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
- ・ 放課後等デイサービスにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
 - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後等デイサービスで共有することにより、保護者が就労している場合には、安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2 放課後等デイサービスにおける発達支援の内容

一般的に育成支援は、「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ること（放課後児童クラブ運営指針）」を目的としており、子どもたちの将来の成長像を見据えた支援を行っていく必要がある。さらに、そのためには、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもひとり一人の人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障することが必要である。

放課後等デイサービスでは、この考えを基本にしながらも、環境障害特性や一人ひとりの生活上の困難さに目を向けながら発達支援を行っていくことが不可欠である。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間・空間・人によるさまざまな体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図るものである。

活動を通して、子どもたちが身につけていく力は、教育においては「生きる力」として定義され、具体的には「自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動し幸せを実現し、明るい未来を共に創る力」としている。その生きる力は、「知識」（何を知っているか、何ができるか）、「スキル」（知っていることを生かしたり対処したりする能力）、「人間性」（どのように社会・世界と関わりより良い人生を送るか）の3要素によって育まれる。（学習指導要領においては「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」で示されている）

つまり、放課後等デイサービスでは単に知識やスキルを身につけることが目的ではなく、様々な活動を通して子どもたちの生きる力を育むことがその目指すべき目的であることをまず認識しなくてはならない。特に、放課後等デイサービスでは、児童～青年期という人格形成に向かう幅広い時期を対象とすることを考えると、その人間性の成長の部分にしっかり目を向け、支援していかななくてはならない。

さらに、その活動を行うにあたっては、その土台として子どもたちが安心感のある環境の中にあることがとても重要である。そのため、前述した子どもの障害やその障害による生活上の困難さに配慮することはもちろん、子どもたちの日常生活における環境についても目を向け、場合によっては、関係機関等と連携してアプローチする必要も視野に入れておく必要がある。放課後等デイサービスは、ソーシャルワークとケアワーク、つまり福祉援助と発達支援という二つの視点を持って子どもと向き合い、その成長を支えていくことが大切である。

以下、放課後等デイサービスにおける支援について、発達支援の内容とその留意事項について述べる。

放課後等デイサービスにおける発達支援は、「本人支援」「家族支援」「地域支援・地域連携」の3つの階層で構成される。

(1) 本人支援

子どものへの発達支援を行う上で学校と家庭との連携は不可欠でありかつ重要である。そこで、発達支援の内容については、福祉と教育の連動性を高めること、相互強化・補完を図るため役割分担を明確にすることなどが重要と考え、特別支援教育における教育活動全般を通して行われている「自立活動」を引用してまとめることとした。さらに参考として、「自立活動」に含まれる基本的な生活習慣や日常的生活能力の向上にかかわる支援を体系的にまとめた「生活科」の内容を付加することで、生活経験を積み重ねることで身につけるべきとされる力を示すようにした。

「自立活動」は、心身の調和的発達をめざして、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上または生活上の困難を改善克服するために必要な要素(6区分27項目)で構成されている。支援にあたっては、「まず、個々の子どもの障害特性および発達段階を踏まえた上で、的確な実態把握に基づいて支援課題を明確にした上で支援を行うことが重要」であり、「これらすべての支援内容を取り扱うのではなく子ども一人一人の実態に応じて必要な項目を選定して支援を行う」とされている。放課後等デイサービスにおいては、本人の個別支援計画そして学校における教育支援計画との整合性を図りながら、現場で描く本人の支援目標に基づいて適切に「自立活動」の内容を取捨選択して支援に生かしていくことが重要である。

さらに、適切な支援を提供するためには、適時のモニタリングにより、必要な支援の検討・改善を行うことが必要である。このためには、発達支援計画の見直し等を行う支援の一連の流れ、すなわちPDCAサイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)で構成されるプロセス)が必要である。

なお、これらの支援の結果は、記録・評価され、次の支援に活かしていくものである。

①「自立活動」に関わる内容

1. 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点からの内容。

(1) 生活リズムや生活経験の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための生活保持など健康な生活環境の形成を図ること。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、生活の自己管理ができるようにすること。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自分の障害にどのような特性があるのか理解し、それらがおよぼす学習上又は生活上の困難について理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。

(5) 健康状態の維持・改善に関すること

障害により運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。

2. 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点からの内容。

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。

3. 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点からの内容

(1) 他者との関わりの基礎に関すること

人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団での決まり等を理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること。

4. 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること。

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること。

5. 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点の内容

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすること。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身につけること。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行，歩行器や車いすによる移動など，日常生活に必要な移動能力の向上を図ること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し，その巧緻性や持続性の向上を図るとともに，作業を円滑に遂行する能力を高めること。

6. コミュニケーション

場や相手に応じて，コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点の内容

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障害の種類や程度，興味・関心等に応じて，表情や身振り，各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど，コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて，相手の意図を受け止めたり，自分の考えを伝えたりするなど，言語を受容し表出することができるようにすること。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して，事物や現象，自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り，体系的な言語を身に付けることができるようにすること。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号，機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し，他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

コミュニケーションを円滑に行うためには，伝えようとする側と受け取る側との人間関係や，そのときの状況を的確に把握することが重要であることから，場や相手の状況に応じて，主体的にコミュニケーションを展開できるようにすること。

■ (参考) 「生活科」に関わる内容

「生活科」においては，段階を積み重ねて身につけられるよう

1 段階「関心を持つ」「一緒に行く」

2 段階「特徴や変化に気づく」「援助を求めながらもできる限り自分の力で」

3 段階「よさ，それらの関わりに気づく」「できる限り自分の力で生活に生かす」

という考え方で，その内容を3段階に分けて示されている。

なお，「教師」「学習活動」あるいは「指導する」「身につける」など放課後等デイサービスの現場では馴染みにくい表現もあるが，あえて原文のニュアンスを大切にするために学習指導要領の原文のまま掲載している。必要に応じて，「支援者」「支援活動」あるいは「支援する」という言葉に置き換えて活用をしていただきたい。

1 生活科の目標

具体的な活動や体験を通して、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
- (3) 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

2 各段階の目標および内容

○1段階

(1) 目 標

ア活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもつとともに、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを伝えようとする。

ウ 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に関心をもち、意欲をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的生活習慣

食事や用便等の生活習慣に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行動しようとする。

(イ) 簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとする。

(イ) 安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

日課に沿って教師と共にする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な日課に気付き、教師と一緒に日課に沿って行動しようとする。

(イ) 簡単な日課について、関心をもつこと。

エ 遊び

自分で好きな遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの遊びに気付き、教師や友達と同じ場所で遊ぼうとする。

(イ) 身の回りの遊びや遊び方について関心をもつこと。

オ 人との関わり

小さな集団での学習活動を通して、次の事項を身に付けることができよう指導する。

(ア) 教師や身の回りの人に気づき、教師と一緒に簡単な挨拶などをしようとする
こと。

(イ) 身の回りの生命や自然について関心をもつこと。

カ 役割

学級等の集団における役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を
身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの集団に気づき、教師と一緒に参加しようとする事
こと。

(イ) 集団の中での役割に関心をもつこと。

キ 手伝い・仕事

教師と一緒に印刷物を配ることや身の回りの簡単な手伝いなどに関わる
学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単な手伝いや仕事を教師と一緒にしようとする事
こと。

(イ) 簡単な手伝いや仕事に関心をもつこと。

ク 金銭の扱い

簡単な買い物や金銭を大切に扱うことなどに関わる学習活動を通して、
次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの生活の中で、教師と一緒に金銭を扱おうとする事
こと。

(イ) 金銭の扱い方などに関心をもつこと。

ケ きまり

学校生活の簡単なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付
けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りの簡単なきまりに従って教師と一緒に行動しようとする事
こと。

(イ) 簡単なきまりについて関心をもつこと。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の家族や近隣に関心をもつこと及び公園等の公共施設に関わる学習
活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある社会の仕組みや公共施設に気づき、それを教師と一緒にみんなに伝え
ようとする事
こと。

(イ) 身の回りの社会の仕組みや公共施設の使い方などについて関心をもつ事
こと。

サ 生命・自然

教師と一緒に公園や野山などの自然に触れることや生き物に興味や関心をもつことな
どに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにある生命や自然に気づき、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする事
こと。

(イ) 身の回りの生命や自然について関心をもつ事
こと。

シ ものの仕組みと働き

身の回りの生活の中で、物の重さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身の回りにあるものの仕組みや働きに気づき、それを教師と一緒にみんなに伝えようとする事。

(イ) 身の回りにあるものの仕組みや働きについて関心をもつこと。

○2段階

(1) 目 標

ア活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や変化に気付くとともに、身近な生活において必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて気づき、感じたことを表現しようとする。

ウ自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけようとして、意欲や自信をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的な生活習慣

食事、用便、清潔等の基本的な生活習慣に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 必要な身辺処理が分かり、身近な生活に役立てようとする事。

(イ) 身近な生活に必要な身辺処理に関する基礎的な知識や技能を身に付けること。

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の安全に関心を持ち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとする事。

(イ) 安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

絵や写真カードなどを手掛かりにして、見通しをもち主体的に取り組むことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な日課・予定が分かり、教師の援助を求めながら、日課に沿って行動しようとする事。

(イ) 身近な日課・予定について知ること。

エ 遊び

教師や友達と簡単な遊びをすることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な遊びの中で、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをしたり、遊びを工夫しようとしていたりすること。

(イ) 簡単なきまりのある遊びについて知ること。

オ 人との関わり

身近な人と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な人を知り、教師の援助を求めながら挨拶や話などをしようとする事。
- (イ) 身近な人との接し方などについて知ること。

カ 役割

学級や学年、異年齢の集団等における役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をしようとする事。
- (イ) 簡単な係活動などの役割について知ること。

キ 手伝い・仕事

人の役に立つことのできる手伝いや仕事に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 教師の援助を求めながら身近で簡単な手伝いや仕事をしようとする事。
- (イ) 簡単な手伝いや仕事について知ること。

ク 金銭の扱い

金銭の価値に気付くことや金銭を扱うことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な生活の中で、教師に援助を求めながら買い物をし、金銭の大切さや必要性について気付くこと。
- (イ) 金銭の扱い方などを知ること。

ケ きまり

順番を守ることや信号を守って横断することなど、簡単なきまりやマナーに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近で簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動しようとする事。
- (イ) 簡単なきまりやマナーについて知ること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の住む地域のことや図書館や児童館等の公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 教師の援助を求めながら身近な社会の仕組みや公共施設に気付き、それらを表現しようとする事。
- (イ) 身近な社会の仕組みや公共施設の使い方などを知ること。

サ 生命・自然

小動物等を飼育し生き物への興味・関心をもつことや天候の変化、季節の特徴に関心をもつことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近な生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現しようとする事。
- (イ) 身近な生命や自然について知ること。

シ ものの仕組みと働き

身近な生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近にあるものの仕組みや働きが分かり、それらを表現しようとする事。

(イ) 身近にあるものの仕組みや働きについて知ること。

○3段階

(1) 目 標

ア 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。

イ 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。

ウ 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

(2) 内 容

ア 基本的な生活習慣

身の回りの整理や身なりなどの基本的な生活習慣や日常生活に役立つことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 必要な身の回り処理や集団での基本的な生活習慣が分かり、日常生活に役立てようとする事。

(イ) 日常生活に必要な身の回り処理等に関する知識や技能を身に付けること。

イ 安全

交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。

(イ) 安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

ウ 日課・予定

一週間程度の予定、学校行事や家庭の予定などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の日課・予定が分かり、およその予定を考えながら、見通しをもって行動しようとする事。

(イ) 日課や身近な予定を立てるために必要な知識や技能を身に付けること。

エ 遊び

日常生活の中での遊びに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の遊びで、友達と関わりをもち、きまりを守ったり、遊びを工夫し発展させたりして、仲良く遊ぼうとする事。

(イ) きまりのある遊びや友達と仲良く遊ぶことなどの知識や技能を身に付けること。

オ 人との関わり

身近なことを教師や友達と話すことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付ける

ことができるよう指導する。

(ア) 身近な人と自分との関わりが分かり、一人で簡単な応対などをしようとする事。

(イ) 身近な人との簡単な応対などをするための知識や技能を身に付けること。

カ 役割

様々な集団や地域での役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 様々な集団活動に進んで参加し、簡単な役割を果たそうとする事。

(イ) 集団の中での簡単な役割を果たすための知識や技能を身に付けること。

キ 手伝い・仕事

自分から調理や製作などの様々な手伝いをする事や学級の備品等の整理などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の手伝いや仕事を進んでしようとする事。

(イ) 手伝いや仕事をするための知識や技能を身に付けること。

ク 金銭の扱い

価格に応じて必要な貨幣を組み合わせるなどの金銭に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の中で、金銭の価値が分かり扱いに慣れること。

(イ) 金銭の扱い方などの知識や技能を身に付けること。

ケ きまり

学校のきまりや公共の場でのマナー等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動しようとする事。

(イ) 簡単なきまりやマナーに関する知識や技能を身に付けること。

コ 社会の仕組みと公共施設

自分の地域や周辺の地理などの社会の様子、警察署や消防署などの公共施設に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設が分かり、それらを表現すること。

(イ) 日常生活に関わりのある社会の仕組みや公共施設などを知ったり、活用したりすること。

サ 生命・自然

身近にいる昆虫、魚、小鳥の飼育や草花などの栽培及び四季の変化や天体の動きなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活に関わりのある生命や自然の特徴や変化が分かり、それらを表現すること。

(イ) 日常生活に関わりのある生命や自然について関心をもって調べる事。

シ ものの仕組みと働き

日常生活の中で、ものの仕組みなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活の中で、ものの仕組みや働きが分かり、それらを表現すること。

(イ) ものの仕組みや働きに関して関心をもって調べる事。

(2) 家族支援

子どもが学齢期に診断を受ける場合もあり、障害の理解や子どもへの支援の方向性の伝達など、初期の家族支援を必要とする場合がある。また、年齢とともに、子どもの発達課題が変化する場合や、いわゆる二次障害を抱える場合がある。したがって学齢期においても、家族支援は重要な課題となる。子どもが思春期の課題を乗り越えていくには家族の協力が不可欠であり、家庭は自尊感情や有能感（自己効力感）のベースである。そのため、養育スキルの習得や家庭環境の調整、保護者の心理的ケアなどを含めて家庭への支援をしっかりと行うことが重要である。放課後等デイサービスにおける保護者との接触は、送迎時か引き渡し時が中心となるため、短時間であっても丁寧にかかわることが大切である。なお、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母などへの支援、活動の提供も併せて検討することが望ましい。虐待やDV、経済的理由による養育の不安定さなどがある場合は、児童相談所や市町村行政などとの連携も重要になる。学齢期においては、放課後児童クラブや放課後等デイサービス、地域での様々な体験が重要であるが、家族とともに家庭で過ごし、子どもが家庭における役割を担う視点も重要である。家事を手伝う、分担するなど家庭の中で役割を全うすることは、達成感や貢献感へとつながり、将来の仕事や作業などの社会貢献の基礎となる。加えて、社会におけるロールモデルともなる保護者と日々過ごすことは、家庭でしか体験できない学習ともいえる。情緒の安定も含め、家庭で過ごす時間の確保は、常に視野に入れる必要がある。そのため、総支給量決定にかかる障害児相談支援との連携や実際の個別支援計画作成に当たっては、上記に述べた家庭で過ごす時間の確保を視野に入れて行う必要がある。放課後等デイサービスでの様子を伝え、家庭で取り組んでもらいたい課題があれば、その都度家族と話し合うことが大切である。家庭連携加算を有効に活用して、家庭内での養育などについて具体的にアドバイスしたり、環境整備などを行ったりすることも可能である。保護者との連絡については、学校、放課後等デイサービス及び家庭を結ぶ「連絡ノート」などを効果的に活用することが必要である。その他、通信や保護者会、個別面談や懇談会等の様々な方法を有効に活用する。

(3) 地域支援・地域連携

①学校との連携

学齢期においては、学校との連携が何よりも重要である。放課後等デイサービスの提供に当たっては、学校での教育や生活も踏まえ、そして相乗的に効果が得られるよう目標を立てる必要がある。したがって、放課後等デイサービスの個別支援計画に学校との連携のねらいや方法等について明記しておく必要がある。一方、学校で作成される「個別の教育支援計画」には、放課後等デイサービスでの支援のねらいや内容が記載されることになるため、障害児相談支援（相談支援専門員）とともに学校と情報共有する必要がある。学校との連携に当たっては、①本人の状態や課題、②学校での個別の教育支援計画や指導計画に基づく年間目標や学習内容、③支援の方法（姿勢保持の椅子などの器具、スケジュールなどのツール、声かけの方法、身体介助方法、パニック時の対応など）、④学校が考える福祉的ニーズ（放課後等デイサービスに求めること）などについて共有する。日々の送迎は学校と連携を図る良い機会であり、その日の学校での様子や気になることがあった場合には、口頭又は「連絡ノート」を活用するなどして、その情報が確実に学校から事業者引き継がれることが大切である。

なお、送迎にあたっては、子どもを安全にかつ確実に送迎するため、誰をどの時刻にどこの事業

所の送迎車に乗せるのかといったリストを作成してもらうなど、学校への協力依頼が必要となる。

②地域、関係機関との連携

放課後等デイサービスは、地域の児童館やその他の公共施設等の社会資源を積極的に活用して活動や交流の場を広げるとともに、地域住民と連携、協力しての安全の確保、障害のない子どもたちとの交流などを積極的に取り組んでいくことが求められる。なお、放課後児童クラブ等と並行利用している場合には、放課後児童クラブと十分な連携を図り、協力できるような体制を構築することが重要である。

3 発達支援における留意すべき事項

(1) 障害特性による配慮

子どもが成長発達する過程において、様々な合理的配慮等を行いながら環境を工夫し、支援する必要がある。障害特性に関して特に配慮すべきいくつかの内容を例として以下に示す。

- 視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- 聴覚に障害のある子どもに対しては、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進める必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- 発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくしたり、感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解ができるようにすることや、人とかかわる際の具体的な方法や手段を身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにすることが必要である。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 肢体不自由の子どもに対しては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- 病弱・身体虚弱の子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けている子どもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代の子どもとの関わりが少なくなるなど、学習の基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等の子どもを含め、子どもが可能な限り体験

的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。

- 医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対しては、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにするとともに、自己理解を深めさせながら支援していくことが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、子どもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者の情報を3者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 重症心身障害のある子どもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりと、遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を支えることが必要である。
- 複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

(2) 福祉的な配慮を必要とする子どもへの留意点

支援の基本として、子どもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、子どもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。いくつかの気に留めておくべき環境要因を取り上げ、その配慮点を記す。しかし、まずは平素から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともに子どもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・市民活動団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが大切である。

- 「行きたくても行けない」状況に苦しむ不登校の子どもに対しては、まずは本人の気持ちに寄り添い、共感したり受け入れたりすることで子どもの自己肯定感を高めることが大切である。決して登校することだけを求めるのではなく、子どもの最善の利益を考えつつ、生きる力を育てることを目標にした支援計画を作成し支援することが大切である。さらに、学校（校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）、家庭を中心にその子を取り巻く支援機関、団体と連携を取りながら、支援観を共有し支援をしていくことも重要である。さらに、支援活動を適切に行うことで、必要に応じて「出席扱い」や「通学的乗車券制度」の適用を受けることについて検討することも知っておきたい。
- 放課後等デイサービスの職員には、「児童虐待防止等に関する法律」に基づき児童虐待の防止、早期発見と対応が定められている。児童虐待への対応については、まずは、平素から子どもの心身の状態、家庭での養育の状況についての把握に努めることが大切である。不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われる、極度の緊張した表情、極度の甘えがみられるなど虐待が疑われる時は、速やかに事業所内で情報交換、連携し、保護者の援助を行いながら、子どもの状態を把握し、速やかに市町村または児童相談所等の関係機関と連携をすることが大切である。
- 生活に困窮する家庭が抱える生活課題・福祉課題が子どもの生活や育ちに様々な影響を及ぼしている。サイズに合っていない服を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズム

ムの乱れが見られるなどの子どもの貧困問題が疑われる場合は、それが貧困によるものなのか虐待を含む他の要因によるものなのかを見極めることがまず大切である。子どもの貧困問題へ対応するにあたっては、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう支援に関する情報の管理を適切に行うと同時に、貧困に悩む保護者や子どもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが大切である。さらに、状況に応じて児童相談所、社会福祉協議会などの公的機関と連携を取るとともにボランティア団体、市民活動グループなどの民間支援団体との連携の可能性も視野に入れ、対応能力を高めていくことが大切である。

- 近年増加傾向にある外国にルーツのある子どもたちは、言葉がうまく話せないことで友達関係が育めない、学習が進みにくい、あるいは、外見、文化の違いなどにより差別やいじめを受けるなど、生きづらさを感じている子も多い。また、保護者の就労が不安定で経済的なしんどさを抱える家庭も少なくない。支援にあたっては、子どもたちが持つ困難さををまず把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことになる。現状では、自治体あるいは学校によって支援体制が一律でないことから、必要に応じて民間団体と連携して支援を行い、対応能力を高めていくことが大切である。

第5章 提供体制と支援の質の向上

1 放課後等デイサービスにおける提供体制

(1) 定員

設置者・管理者は、設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

(2) 職員配置及び職員の役割

① 適切な職員配置

○ 放課後等デイサービスは、管理者（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上／専従）、児童指導員又は保育士又は障害福祉サービス経験者（うち半数以上は「児童指導員または保育士」であること：10名までは2名以上、10人を超えるものは10名を超えて5又はその端数を増すごとに2名に1名を加えて得た数以上）となっている。

主に重症心身障害のある子どもに対して行う場合は、嘱託医（1名以上）、看護師（1名以上）、児童指導員又は保育士（1名以上）、機能訓練担当職員（1名以上）、児童発達支援管理責任者（1名以上／専従）、（管理者（1名以上））となっている。

○ 常時見守りが必要な子どもや医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子ども等への支援のために、指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。

○ 児童発達支援管理責任者が個々の子どもについて作成する放課後等デイサービス支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には保育士等の資格を保有する者を充てるなど、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

② 設置者・管理者の責務

○ 設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。

○ 設置者・管理者は、放課後等デイサービスが適切な支援を安定的に提供することにより、障害のある子どもの発達に貢献するとともに、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。

○ 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。

○ 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を適確に判断する責任がある。

○ 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

③ 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や、放課後等デイサービス支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び従業者の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び従業者の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底

- 事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び従業者に運営規程を遵守させておかなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・事業の目的及び運営の方針
 - ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
 - ・営業日及び営業時間
 - ・利用定員
 - ・児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
 - ・通常の事業の実施地域
 - ・支援の利用に当たっての留意事項
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・その他運営に関する重要事項
- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域での子どもや保護者の置かれた状況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
 - 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。
 - 児童発達支援管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めたとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。

イ 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び従業者が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。

ウ 自己評価結果の公表

- 本ガイドラインに加え、別添の「放課後等デイサービスにおける事業所全体の自己評価の流れ」を踏まえ、「事業所職員向け放課後等デイサービス自己評価表」（別紙1）を活用して行

う放課後等デイサービスの職員による事業所の支援の評価及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」(別紙 2) を活用して行う保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う必要がある。

- 事業所の自己評価結果による放課後等デイサービスの質の評価及び改善の内容については、事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果(公表)」(別紙 3) 及び「保護者等からの事業所評価の集計結果(公表)」(別紙 4) を用いて、概ね 1 年に 1 回以上、子どもや保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要である。
- また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

エ コミュニケーションの活性化等

- PDCA サイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所内での意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援提供の日々の記録については、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、従業者同士での情報共有を図ることも支援の質の向上のために有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の役割である。
- 放課後等デイサービス支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や従業者の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が事業所内虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、適切な支援が提供されているか把握しておく必要がある。

オ 子どもや保護者の意向等の把握

- PDCA サイクルによる業務改善を進める上で、アンケート調査等を実施して、支援を利用する子どもや保護者の意向や満足度を把握することが必要である。
- 特に子どもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善への取組については、子ども及び保護者に周知していくことが必要である。

カ 支援の継続性

- 放課後等デイサービスは、子どもや保護者への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、子どもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の放課後等デイサービスを紹介するなど、子どもや保護者への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

(3) 施設及び設備等

- 放課後等デイサービスは、放課後等デイサービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のある子どもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々の子どもの態様に応じた工夫が必要である。

- 放課後等デイサービス事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては、子ども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- 人員配置基準としては、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上障害福祉サービス事業に従事した者）」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。
- 子どもが生活する空間については、指導訓練室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、子どもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。また、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。
- 備品については、遊具のほか、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。

(4) 衛生管理、安全対策

設置者・管理者は、障害のある子どもや保護者が安心して放課後等デイサービスの支援を受け続けられるようにするためには、放課後等デイサービスを運営する中で想定される様々なリスク、例えば、子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の発生と蔓延等に対する対応マニュアルの策定や発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えることが必要である。

① 衛生・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。

ア 感染症対策等

- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後等デイサービス事業所としての対応マニュアルを定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休所しなければならないと判断する場合は、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- 活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- 設置者・管理者は、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、子どもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さ

らに、インフルエンザやノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、子どもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や各関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。

イ アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。
- アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- 放課後等デイサービスで飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に食物アレルギーについては、子どもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

ウ その他

- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しておくとともに、子どもの健康管理に必要な器械器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のある子どもなど、全身性障害がある子どもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車いすの角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

② 非常災害・防犯対策

- 設置者・管理者は、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にするとともに、それらを定期的に職員や保護者に周知しなければならない。
- 設置者・管理者は、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、子どもの安全確保のために、状況に応じて放課後等デイサービス事業所を休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や 保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定することが望ましい。
- 職員は、障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解しておくとともに、児童発達支援管理責任者は、子どもごとの放課後等デイサービス支援計画に災害時の対応について記載することも必要である。特に医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医、嘱託医及び協力医療機関等との間で災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。

- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学習支援など、防犯に係る安全確保への取組を行う必要がある。
- ③ 緊急時対応
- 設置者・管理者は、子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
 - 設置者・管理者は、緊急時における対応方法について「緊急時対応マニュアル」を策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を実行できるように訓練しておく必要がある。また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのある子どもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々の子どもに応じた緊急の対応方法や搬送先等について、個別の緊急時対応マニュアルとして策定して、職員間で共有することも必要である。
 - 職員は、医療的ケアを必要とする子ども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
 - 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ④ 安全確保
- 職員は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。
 - 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。
- ⑤ 適切な支援の提供
- 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図る。
 - 職員は、放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス支援計画に沿って、それぞれの子どもたちの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況や課題に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
 - 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
 - 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握する。
 - 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、子どもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有する。
 - 職員は、その日行った支援の手順、内容、利用者の反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が目標や計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

⑥ 保護者との関わり

職員は、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアの情報や介助の方法、適切な姿勢、気になることがあった場合の情報等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、必要に応じて、家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等を活用しながら、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整していくことが必要である。また、施設内でのトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) 子どもや保護者に対する説明責任等職員は、子どもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、説明責任を果たすとともに、必要な支援を行う責務がある。

ア 運営規程の周知

設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

イ 子どもや保護者に対する運営規程や児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

設置者・管理者は、子どもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス支援計画の内容について、その作成時、変更時に子どもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。

ウ 保護者に対する相談援助等

- 職員は、保護者が悩み等を自分だけで抱え込まないように、保護者からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保護者との定期的な面談（最低限モニタリング時に実施することが望ましい）や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談を行ったり、子どもの障害について保護者の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていただけるような支援を行うことが必要である。また、家族支援は保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問

題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対して、保護者との定期的な面談や保護者に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

エ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対する子どもや保護者からの苦情（虐待に関する相談も含む）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、子どもや保護者に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、子どもや保護者に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。

オ 適切な情報伝達手段の確保

- 事業所は、定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信することが必要である。
- 視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮が必要である。

⑦ 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域の子どもの温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、事業所はホームページや会報等を通じて活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所及び実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないように適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事業所の理念やプログラム内容及び障害のある子どもの支援上の注意事項等を理解していただくことが必要である。

⑧ 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体に子ども又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかななければならない。また、ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑨ 職場倫理

- (1)職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、放課後等デイサービスで活動するボランティアにも求められることである。
- (2)職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
- 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3)子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4)明文化された放課後等デイサービスの倫理規範を持つこと。

第6章 支援の質の向上と権利擁護

1 支援の質の向上への取り組み

児童福祉法第21条の5の17第2項の規定において、指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならないとされている。そのためには、設置者・管理者は、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス版）」等により、第三者による外部評価を活用することが有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が児童発達支援センター等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、児童発達支援センター等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の修得、維持及び向上を図れるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上への取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のある子どもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別、障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が修得することが、子どもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の修得に向けた意欲を喚起する必要がある。

(2) 研修受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。具体的には自治体や障害児等関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催(本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等)、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、

設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

2 権利擁護

障害のある子どもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、子どもの意向の把握に努める等により、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要がある。また、障害のある子どもの権利擁護のために、虐待等の子どもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、職員による子どもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。
- 設置者・管理者は、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体の実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。各都道府県で実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、児童発達支援センター等で伝達研修を実施することが重要である。
- 職員等からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする必要がある。
- 職員等から虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その職員は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。この時に、市町村に通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。
- 職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、子どもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。
- 職員は、保護者による虐待について、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により未然防止に努めることが重要であることを認識する。

- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第 6 条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉 事務所又は児童相談所等へ速やかに通告するよう徹底する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に 当たり、障害のある子どもや他の障害のある子どもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件 となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、子どもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員が子どもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。